



労働災害防止と健康確保への取組の推進を誓う 第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬開催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会は、11月13日(木) Gメッセ群馬（群馬県高崎市）にて第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬を開催しました。

本大会は、陸運業における労働災害の防止と働く人々の健康の確保に向けた取組について決意を新たにし、なお一層の取組を誓い、もって業界の労働安全衛生意識の高揚を図ることを目的として、昭和41年から開催しているものです。

当日は、全国から約750名の会員、関係者が参加されました。多くの方々にご参加いただきましたことに感謝申し上げます。

大会式典

大会は13時30分から開催され、国歌演奏に続き、陸運業にご精励され不幸にして労働災害によりお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りして黙祷が捧げられました。

開会の辞

武井群馬県支部長から「企業の宝は言うまでもなくそこで働く社員、従業員であり、労働者を事故から守る安全第一主義の延長線上に企業や業界の発展があります。そのためにも、本日の大会が陸運業に関わる全ての労働者の安全と健康、快適な職場環境の増進に繋がる気運を一層盛り上げる有意義な大会となることを祈念いたします」と開会の辞が述べられました。



武井群馬県支部長

大会式辞

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

齋藤充会長（要旨）

「本大会は、昭和41年から開催し、今大会で61回を迎えます。

令和6年の陸運業における死亡災害は、108人と2年連続して100人を上回り、死傷災害は前年の減少から一転して、増加に転じる厳しい結果となりました。

本年は、皆様のご努力により、先月までの速報値で、死亡者数、死傷者数ともに前年を下回る状況となっております。

当協会としては、国の第14次労働災害防止計画において、陸運業が業種別の重点取組の筆頭に位置付けられていることを重く受け止め、これからもさらに気を引き締めて、労働災害の防止に向け取り組んでまいります。



齋藤会長

特に労働災害の多くを占める荷役関連災害の防止対策を徹底するとともに、安全衛生推進者の選任率向上をはじめとする安全衛生管理体制の充実、厚生労働省の最初の「団体等検定」の認定を受けた「陸災防フォークリフト荷役技能検定」の周知、受検者拡大などの労働災害防止対策に、本部・支部、会員事業場が一体となって、総力を挙げて取り組んでまいり所存です。

また陸運業においては、高齢化、長時間労働等の影響により、脳・心臓疾患、精神障害等の労災認定件数が、依然として全業種の中で多い状態が続いております。

さらに健康診断の有所見率も高水準で推移していることから、労働者の健康確保対策の推進に力を入れてまいります。

当協会では、これらの労働災害防止対策や健康確保対策の着実な実施により、会員の皆様とともに、第14次労働災害防止計画の目標達成を目指してまいります。

陸運業界におきましては、燃料費の高止まりや慢性的な人手不足、高齢化問題などの諸課題を抱える中、自動車運転者の労働時間上限規制をはじめとした働き方改革への対応など、引き続き厳しい事業環境の下にあります。

しかし、安全は全てに優先します。労働者の安全が確保されてはじめて陸運業は成り立ちます。我が国の経済活動と国民生活を支える物流の中核として、その機能を果たしていく上でも、また優秀な人材を確保するためにも、働く人々が安全で健康に働ける職場環境を確保し、改善していくことは事業者の責務であり、何よりも重要なことであると考えております。

皆様方におかれましては、本大会を契機に、これまで以上に充実した実効ある労働災害防止活動を展開されますようお願い申し上げます。」



祝辞

続いて、ご来賓の方々からご祝辞をいただきました。

厚生労働大臣祝辞（代読：厚生労働省労働基準局安井省侍郎安全衛生部長）（要旨）

「厚生労働省では第14次労働災害防止計画による取組とともに、労働災害防止の強化に必要な制度改正も進めています。



安井厚生労働省労働基準局安全衛生部長

先の通常国会で成立した改正労働安全衛生法及び作業環境測定法等について、①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、②職場のメンタルヘルス対策の推進、③化学物質による健康障害防止対策等の推進、④機械等による労働災害防止の促進等、⑤高齢労働者の労働災害防止の推進、⑥職場における治療と仕事の両立を促進するための必要な措置の努力義務化、⑦熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備の義務付けなど、こうした制度改正の内容について積極的な周知に協力いただきますようお願いいたします。

また、貨物自動車における荷役作業の安全対策の強化を内容とする改正労働安全衛生規則が昨年2月に全面施行されております。改正省令に基づいた安全対策とともに、荷役作業の安全ガイドラインの遵守も併せてお願い申し上げます。」

国土交通大臣祝辞（代読：国土交通省関東運輸局佐藤克文次長）（要旨）

「トラック運送事業は、国民の暮らしと我が国の経済を支える重要な基幹産業であり、日々その職責を果たしていただいているトラックドライバーの皆様は、エッセンシャル



佐藤国土交通省関東運輸局次長

ワーカーとして、なくてはならない存在と
考えております。

労働災害を減少させることは極めて重要
であります。近年、運転者の健康状態に起
因した事故の件数が増加しており、輸送の
安全確保に向けては運転者の健康状態を把
握して適切に対応することが重要な課題となっ
ております。

国土交通省では、労働災害を防止するた
め、事業者の皆様方とともに安全対策に取
り組んでおりますので、より一層のご理
解・ご協力をお願いします。」

警察庁長官祝辞(代読：警察庁関東管区警 察局丸山総務監察部長兼広域調整部長)(要旨)

「年末にかけて日没
時間が早まり、周囲
が暗くなる薄暮時間
帯と日没後の死亡事
故が特に多く発生す
る傾向にあります。
警察といたしまして
は、歩行者に対して
反射材の促進等を図
るとともに、自動車等
の運転者に対し薄暮



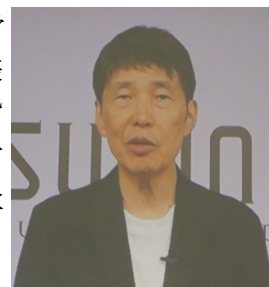
丸山警察庁関東管区警察局長兼広域調整部長

時間帯における早めのライト点灯やハイ
ビームの活用について働きかけるなど夜間
の事故が増加することを踏まえた交通事故
抑止対策を推進しているところであります。

また、近年、携帯電話使用等に関する死
亡・重傷事故が増加しており、そのうち画
像を注視していたものが、約9割を占めて
います。ながらスマホが道路交通法で禁止
する危険な行為であることについて、効果
的な広報啓発や交通安全教育を行うととも
に指導・取締りを強化しているところで
あります。労働災害の防止はもとより交通
安全をはじめ、安全で快適な社会を実現す
るためには一人一人の安全意識の高揚を図
ることが重要です。」

群馬県 山本一太知事祝辞（ビデオメッ セージ）（要旨）

「陸上貨物運送事業労働災害防止協会
の皆様におかれましては、貨物運送事業
における労働災害防止のため安全衛生教
育の実施、国と連携した交通労働災害防
止対策など非常に活発に取り組んでおら
れます。皆様の事業は我が国の経済活動
を物流面から支えまさに『動脈』と言え
るものであり、安全な貨物運送における
多大なご尽力に対して、厚く御礼申し
上げます。」



山本群馬県知事

表彰

本大会では次の表彰が行われました。

・安全衛生表彰

優良賞5事業場、進歩賞27事業場、功
労賞8名、
功績賞31名、
団体賞3団体

・優良フォークリフト 等運転者表彰111名

・永年勤続表彰1名

(各受賞者の名簿は本誌No.681に掲載)

・安全衛生標語優秀作品表彰

各表彰の代表の方々へは齋藤会長から賞状
等が贈られました(大会当日撮影の各賞の受
賞者記念写真を11頁に掲載)。

また、本年度「厚生労働大臣表彰 功績賞」及び
「緑十字賞」(受賞者のお名前は本誌No.678、
No.679に掲載)を受賞された方々を紹介しました。



第40回全国フォークリフト運転競技大会開催報告

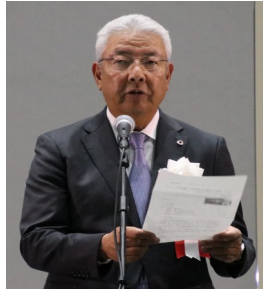
「第40回全国フォークリフト運転競技大会」の開催
結果、入賞者等を報告するとともに、各部門の優
勝者の顕彰を行いました。



全国フォークリフト運転競技大会各部門の優勝者

大会宣言

本宣言は、参加者の総意により承認されるもので、吉田修一神奈川県支部長による大会宣言（宣言全文は5頁に掲載）の提案の後、満場の拍手により採択されました。



吉田神奈川県支部長

講演

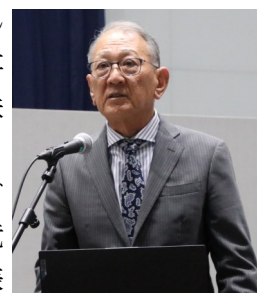
厚生労働省労働基準局安井省侍郎安全衛生部長から「労働安全衛生行政の動向」と題して講演が行われ、全産業及び陸運業の労働災害発生状況の推移、労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の概要並びに無人運転のフォークリフトへの対応検討状況等など現在の厚生労働省の取組について説明が行われました（要旨を6～7頁に掲載）。



安井厚生労働省労働基準局安全衛生部長

事例発表

会員事業場が取り組んでいる安全衛生活動の事例を群馬県支部所属の株式会社ボルテックスセイグン エグゼクティブアドバイザー兼安全品質環境統括部長の宇佐見和宏様から「安全第一主義の風土を深耕する取組」と題して発表いただきました（要旨を8～10頁に掲載）。



株式会社ボルテックスセイグン 宇佐見和宏様
エグゼクティブアドバイザー兼安全品質統括部長



事例発表「安全第一主義の風土を深耕する取組」

特別講演

本大会の特別講演は、株式会社SUBARU ADAS 開発部・次長兼AIS（高度統合システム）PGM・主査の松浦宗徳様から「運転支援システム“アイサイト”の開発と今後」と題した講演が行われました。



株式会社SUBARU松浦
ADAS 開発部・次長兼
AIS(高度統合システム)
PGM・主査

閉会の辞

次回大会開催地支部の山口嘉彦岐阜県支部長から「来年の62回大会は、11月12日木曜日、岐阜市の金華山と岐阜城を間近に眺めることのできる長良川国際会議場で開催いたします。是非とも多くの皆様方のお越しをお待ちしておりますので、どうかよろしくお願いたします」旨の閉会の辞を述べられ、大会は17時に終了しました。



山口岐阜県支部長



次回大会のご案内

第62回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in岐阜

令和8年11月12日(木)

長良川国際会議場（岐阜県岐阜市）

大会宣言

陸運業は、我が国の経済活動と国民生活を支える物流の中核として重要な役割を担っており、その役割を果たしていく上で、働く人々の安全と健康を確保していくことは極めて重要である。

陸運業においては、人命尊重の理念の下に、死亡者数を過去最少とすること及び死傷災害における荷役労働災害の大幅な減少を目指して、日々労働災害の防止に積極的に取り組んでいる。

陸運業界においては、燃料費の高止まりや慢性的な人手不足、高齢化問題などの諸課題を抱える中、自動車運転者の時間外労働の上限規制をはじめとした働き方改革への対応など厳しい事業環境が続く。しかし、優秀な人材を確保し、健全な事業運営を行うためにも、安全で健康に働ける職場環境を実現することが重要であり、次の取組を重点に、本部、支部、会員事業場が一体となってその推進を図ることをここに誓う。

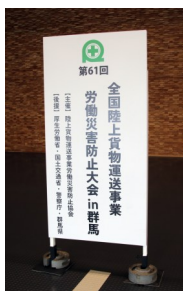
- 一 第14次労働災害防止計画及び陸上貨物運送事業労働災害防止計画の目標達成に取り組む
- 一 荷役労働災害防止に向け、「荷役5大災害防止対策」を徹底するとともに、荷役作業の安全対策ガイドラインを踏まえ、会員事業場と荷主との連携を強化する
- 一 交通労働災害防止対策の一層の推進を図る
- 一 健康障害防止のため、過重労働防止対策、メンタルヘルス対策、腰痛予防対策及び夏季における熱中症予防対策の充実を図る
- 一 事業場の安全衛生水準向上に向けた取組を強化する

以上、宣言する。

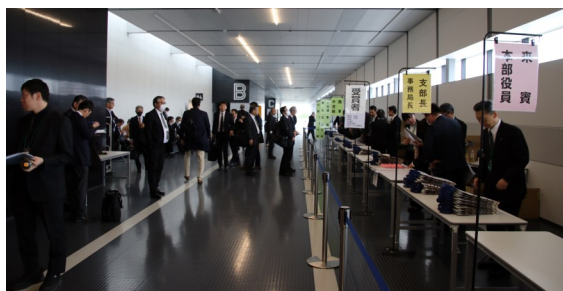
令和7年11月13日

第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬

大会会場の様子



大会看板



受付の様子



展示ブースを設けました

講演「労働安全衛生行政の動向」(要旨)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長 安井省侍郎 様

1 労働安全衛生法の改正内容

労働災害発生状況の背景事情を踏まえ、労働安全衛生法を10年ぶりに改正しました。

主な改正内容について説明いたします。

(1) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

建設アスベスト訴訟最高裁判決で、労働者と同じ場所で働いている個人事業者等も労働安全衛生法で保護することが判断されました。

そのことを踏まえ、建設業等でその労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、個人事業者等を含めて連絡調整等の措置を講じることが義務付けられました。

また、個人事業者等自身が講じるべき措置として次の事項が義務付けられました。

- ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
- ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等

本改正により、陸運業者が荷役作業を行う場合、その作業場所を統括管理する者が混在作業による労働災害防止の措置を講じる義務を負います。例えば、トラックヤードのような複数の会社が入り混じるような場所ではトラックヤードの管理者が措置を講じる義務を負います。客先で作業を行う場合には客先の管理者に措置を講じる義務を負います。陸運業につきましては、これまで統括管理といった概念がなかったことから施行に向けて様々議論しておりますので、ご協力いただきたいと思います。

(2) 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックについて、従来50人以上の事業場のみ実施の義務となっておりましたが、50人未満の事業場についても実施が義務付けられました。

高ストレス者に対しての医師による面接指導を地域産業医療センターにおいて無料で面接を受けることができるよう、体制拡充等の支援策を講じてまいります。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

(3) 高齢者の労働災害防止の推進

50歳を過ぎると災害発生率（休業4日以上死傷度数率）が急上昇します。被災した場合の休業見込み期間も年齢とともに多くなっています。

これに対しまして、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。具体的な対策については国が指針で示してまいります。

(4) 施行スケジュール（予定）

- ・ 高齢者の労働災害防止対策
→令和8年4月施行
- ・ 個人事業者等自身が講ずべき措置、業種を問わない混在作業での措置
→令和9年4月施行
- ・ ストレスチェックの実施事業場拡大
→公布の日（令和7年5月14日）から3年を超えない範囲において政令で定める日に施行

2 陸運業の労働災害防止対策について

(1) 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止措置等に係る改正労働安全衛生規則について

陸運業につきましては、ご案内のとおり①昇降設備の設置と保護帽着用が必要な貨物自動車の範囲を積載量5t以上から2t以上に拡大、②テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育を義務化、③運転位置から離れる場合の措置について、省令の改正を行っております。

(2) 無人運転フォークリフトへの対応

昨今、無人運転のフォークリフトが開発・運用されています。誰もいない倉庫で仮に事故が起きても労働災害は発生しないのですが、労働者が作業中の場所でも無人運転フォークリフトが走行しているケースが増えてまいりました。

安全規格「JIS D 6802 無人搬送車システムー安全要求基準」に基づいて作られた無人運転フォークリフトが多いところですが、現行の労働安全衛生法令は有人運転を



前提とした規制となっており、無人運転の機械の普及を踏まえた対応が必要となっています。そういったことから規制の改革について、令和8年度第一四半期までに一定の結論を出すこととなっています。

無人運転フォークリフトを人と機械が混在している環境下で運転するのと無人区画で運転するのでは求められている安全機能が大きく異なります。また、遠隔で運転するのか自律運転なのかによっても求められている安全機能が大きく異なり、その組合せによって各措置の内容や水準を検討する必要がありますので整理していくことが大きな課題となっています。

(3) 熱中症対策について

熱中症による死亡災害の内容を調べたところ、初期症状を放置していた、あるいは対応が遅れたことが分かりましたので、労働安全衛生規則の改正を行い、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が義務付けられました。緊急連絡をしなかったことへの罰則はございません。体制を整えていただくという改正です。

3 おわりに

労働災害発生状況を見ますと、死傷者数が全産業・陸運業ともに25年前30年前までの数字に戻ってしまっているという非常に厳しい状況にあります。このことをご理解いただきまして、引き続き労働災害防止にご協力いただきたいと思っております。

事例発表「安全第一主義の風土を深耕する取組」(要旨)

株式会社ボルテックスセイグン

エグゼクティブアドバイザー兼安全品質環境統括部長
宇佐見和宏

当社は、従業員の安全を第一に考えております。その中で行っていることについて説明いたします。

1 事業の概要

当社は、群馬県の古くからの交通の要所である中山道杉並木で有名な安中市に本社を構え1951年に西群運送株式会社として創立いたしました。1992年に現在の社名に改め、本年6月に創立74周年を迎えました。

現在、安中市の本社物流センターを中核に、東日本に11か所の営業拠点を設けています。当社では安中市と上越市に、全国でも類を見ない規模の危険物倉庫群(温度管理を含む)や陽圧(対塵)倉庫等、顧客のあらゆるニーズに対応した総面積22,000坪に及ぶ倉庫を保有しております。

本社物流センターでは、内陸としては数少ない特定保税の許可を受け、国際物流を含む総合物流企業として、あらゆる陸送・保管・梱包に532名で事業を行っております。

2 基本理念

「安全第一主義」

物流は基幹産業で有り、社会と暮らしを支える「血流」です。

私たちは、時代の先を読むエッセンシャルサービスを提供するために、安全・安心を追

求した物流を究め、その社会的責任に共感と誇りを持ち、人々の想いを繋ぎ、彩りに満ちた物流の未来に向け挑戦し続けます。

3 安全安心への取組

(1) ハードの活用

① ドライブレコーダーの監視(同乗指導)

ドライブレコーダーを事故発生時以外にも活用し、定期的に監視しています。危険行為、違反行為が発見された場合は同乗指導や警告書を出しています。

② フォークリフトへのドライブレコーダー設置

トラックのドライブレコーダー監視に効果がありましたので、フォークリフトにもドライブレコーダーを設置しています。不安全な運転をしていないか、常時監視し、事故につながる前に警告や対策を行っております。

③ トラックの昇降設備を標準装備(写真)

当社のトラックにはアオリに開閉式のステップを、観音開きのリアドアには手すりを特注で取り付けています。

トラクターヘッドからの転落が発生したため、特注で取り付けた黄色のバーをつかみながら昇降できるよう工夫しています。



現在ボディー発注時に手すりと開閉式のステップを特注している。
(トラックボディーは、一般的には受注生産と成っており、
安全対策は施されていない。
メーカーの既製ボディー車両も同様である。)

④フォークリフトのバックウォーニングランプ

バックにギアを入れると後方に赤い矢印を投影する警告灯を取り付けています。

当社では、荷役時はバック走行することをルールにしていますので、事前の警告として使用しています。

⑤全拠点へのAED配置

消防隊員の指導による従業員へのAED講習を行っています。

ドライバーが心臓発作で倒れ、そばにいた従業員が心肺蘇生を行い、救急車が到着した時には回復したことがありました。AEDを従業員が普段いないような場所にも設置することになった時はどうなのかとも考えましたが、従業員の命を救うことができました。

(2) ソフト対策

①社内研修会の充実

年に2回、フォークリフトメーカーによる実技講習会を開催しています。

②ISO9001の維持継続

③SQE会議等品質会議の定期開催

④ヒヤリハット新聞・健康管理室便り月次発行

各所から集まったヒヤリハットを取りまとめ、毎月配布して啓蒙しています。

保健師から毎月健康管理室便りを発行してもらい、従業員が健康について考える機会を設けています。

⑤ルールに見える化（フォークリフト）

一目で守っているかいないか分かるようにルールを作成しました（フォークリフト安全作業6則）。例えば、「パレットの前では一旦停止」というルールに対し、守らない従業員には他の従業員が注意ができる取組を行っています。当社ではルールを覚えていないオペレーターはフォークリフトに乗れません。

⑥作業手順書の作成・実行・確認

⑦作業環境の4S

(3) ヒューマン対策

人は一回覚えたことでも2日もすると大体忘れてしまいます。繰り返し繰り返し教育を実践しています。

VORTEX
S I I O O U N

フォークリフト安全作業6則

顧客資産の保管と安全第一主義の実践の為に…6つの約束

1. 貨物のバランス、運搬重量が適正か確認します。
2. パレットの前では一旦停止。ツメ先に注意して挿入します。
3. 周囲を確認、障害物(人、設備、車)のない事を確認し、走行を開始します。
4. 貨物積載走行時は、バック走行を基本とします。
5. 走行中は、レバー操作をしません。(複合操作禁止)
6. 降車時はサイドレバー、離車時は輪留めを実施します。

完全履行でミスのない、安全なフォーク作業を実現しよう。ヨシ!

2012年11月
安全品質環境統括部

①KYT活動

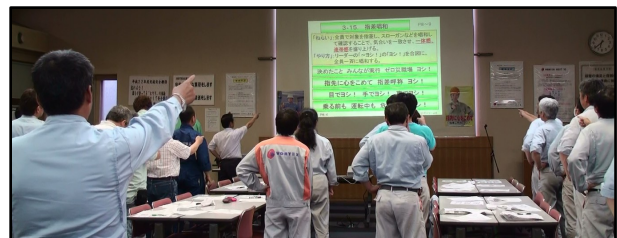
年一回発表会を開催しています。

従業員が集まって活動することだけが目的ではなく、現場での危険感受性を上げるために行っています。

②作業安全標語・交通安全標語の選定・唱和最優秀作品は当社オリジナルのカレンダーに掲載しています。

③指差し呼称の徹底

指差し推進委員会を設け、各担当がパトロールし、その報告書に現場の上司がコメントを書くことにしています。



④月次防災訓練

普段からやっていないことは有事にできないことから、小さい規模から大きな規模、部署の特徴に合った防災訓練を実施しています。

⑤協力会社への働きかけ

協力会社が集まっていたり、当社が出向いたりして、当社の教育活動を広めています。

(4) さらに一步 「深耕」

①高齢化に向けたIT点呼の開発 (写真)

簡単に点呼ができるよう、カメラ付きタブレットで納品先チェック事項を画面タッチで確認、指を置くだけで個人を認証する装置等を組んでシステム化しました。遠隔でも管理者が確認できます。

②健康管理システム

遠隔点呼のシステムを活用し、本社の保健師が各社の従業員に対し遠隔で健康指導を行っています。

③女性活躍へ事業所内託児所開設

④庫内無人搬送システム自働フォークリフト

メーカーと共同で倉庫内作業を無人運転フォークリフト・移動ラックが行うシステムを開発しました。省力化・人と機械の稼働エリアの分離化により安全作業につながっています。

⑤場内無人搬送トラック

専用タブレットで無人トラックを操作し場内を無人で搬送する実証実験に成功しました。公道横断実証実験もスタートしています。

⑥自働荷役システム

当社は重量物を取り扱っています。カメラによる仕分けの自動化、産業用ロボットが重量物運搬を行い、人間は検

品と荷札を貼るのみというシステムを来春に稼働予定です。

4 まとめ

以上の取組により、大きな加害事故はもちろんのこと、社内での話題も、事故事例や対策を協議することが少なくなり、ヒヤリハット等からの予防処置について話し合う機会が増えてきております。

また、以前は散見された健康診断の再検査通知があっても放置する者がいなくなり、自身の健康に皆が前向きに向かい合うようになりました。

しかしながら、企業活動をこれからも続ける中で、安全な業務の推進を常に心掛け、ゼロ災の実現に向けて、不断の努力を欠かすわけにはいかないと考えております。

日々変化する物流現場の中で、当社の安全活動は基本理念「安全第一主義」に基づく「高い意識を備えた人づくり」を基盤に置き、会社全体の無事故無災害の実現を目指し、ルールだけではとどり着けない安全品質を目指して、社員が一丸となって、深耕していこうと考えております。

◎次のURLから事例発表資料をご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/downloads/事例発表.pdf>

さらに一步 深耕 (IT点呼)

運行指令機能付IT点呼システム (運転手側)

血圧測定器 **カメラ** **特許審査中** **静脈認証装置**

アルコール検知器 **タブレット**

- ・コストを下げるために、タッチパネルの**タブレット端末**を採用
- ・個人ID入力を簡略化し、**静脈認証**で簡単に**ログイン**
- ・運行前の健康状態を血圧及びアルコール濃度を申告し**記録管理**
- ・運行内容の確認実施。**結果を一運行毎に点呼簿に記録印刷**

安全衛生表彰等受賞者の方々 (大会当日に撮影)



優良賞



進歩賞



功労賞



功績賞



団体賞



永年勤続表彰



優良フォークリフト等
運転者表彰



安全衛生標語優秀作品表彰